

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地		京都機械工具株式会社 代表取締役社長 田中 滋 電話番号：0774-46-3700					
主たる業種	作業用工具製造業	細分類番号	2 4 2 4				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	私たちは豊かな自然を次世代に引き継ぐために、SDGsをキーワードとした環境取組を積極的に推進します。						
計画を推進するための体制	エネルギー管理委員会を主幹に省エネ活動を全社展開して推進する。各現場での活動状況を委員会にて監視し、月次にて各現場の管理職に結果を報告。省エネ機器への更新も含めた改善活動の支援等を行っている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,409.6 トン	2,365.0 トン	2,315.3 トン	2,266.5 トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,284.0 トン	2,359.8 トン	2,310.1 トン	2,261.3 トン	1.2 パーセント	
目標の根拠		インフラや加工設備の省エネ化と太陽光等の再生可能エネルギーの活用を推進する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (基準年度 (令和4年度))	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (年間生産数/100,000)	7.92	7.77	7.61	7.45	-3.91 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		設備更新による性能向上や加工合理化により生産性を向上させる。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	25 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	稼働管理の改善、エネルギーの無駄削減、省エネ設備への更新、太陽光検討を予定。					
	令和6年度	稼働管理の改善、エネルギーの無駄削減、省エネ設備への更新、太陽光設置を予定。					
	令和7年度	稼働管理の改善、エネルギーの無駄削減、省エネ設備への更新、太陽光検討を予定。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を採用する理由	地域特性上、公共交通機関の利便性が低く提案が困難。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	5.2 トン	5.2 トン	5.2 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	5.2 トン	5.2 トン	5.2 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に推進している。 また、包装材等での脱プラ・減プラを推進している。						
特記事項	特になし。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。